

食物アレルギー栄養士（給食管理分野） 各位

食物アレルギー管理栄養士 各位

公益社団法人 日本栄養士会

代表理事会長 中村 丁次

（公印省略）

食物アレルギー管理栄養士及び栄養士認定制度の改正について（通知）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2018 年度よりスタートした「食物アレルギー管理栄養士・栄養士」の認定制度は、食物アレルギー事故の防止を主な目的とする「給食管理」分野を基礎的な認定とし、その次に、食物アレルギー治療への関与・支援を目的とする「栄養管理」分野の 2 つの認定として、段階的な適格認定としてすすめてまいりました。食物アレルギー児・者への栄養の指導の必要性和重要性、そこに求められる管理栄養士・栄養士の知識と技能、役割について、制度スタート以前より幾度と議論を重ねてまいりました。そして、コロナ禍で認定事業を中止せざるを得ない状況を経て、これまでの課題やニーズを踏まえ、制度体系の見直しを行い、2 つの適格認定をより分かりやすい形に改めることといたしました。

新しい制度は、資格・免許区分より「食物アレルギー分野管理栄養士」「食物アレルギー分野栄養士」の名称を付与します。共通する到達目標には、これまで同様に、①安全で適切な食事・給食提供、②地域連携、③生活に密着した栄養の指導を位置づけとなり、これまでと変更はありません。認定にあたっては、指定研修を修了し、自主学習と実務経験の評価と試験を行うこととし、これら認定に係る管理栄養士及び栄養士の地域社会における活動をとおして食物アレルギー疾患を有する者の安全で稔り豊かな食生活の実現に寄与することを目的とします。

本改正につきましてご理解をいただきますとともに、現在認定登録の資格更新時においては、名称が改められますことをご承知おきいただきますよう、お願いいたします。更新手続きにつきましては、改めて本会ホームページにてご案内いたします。

本認定制度を通じて、食物アレルギー児・者がいかなる場面でも安全・安心な食を楽しめるよう、管理栄養士・栄養士は栄養の指導を通じてその機能を果たしていくことを願います。

名称の変更

現在取得名称	更新時名称
食物アレルギー管理栄養士	食物アレルギー分野管理栄養士
食物アレルギー栄養士（給食管理分野）	食物アレルギー分野栄養士